

○浜田市特定空家等対策事業の概要

■目的

適切な管理が行われておらず、防災上周囲に対して危険性の高い特定空家等に係る建物及び土地の寄附を受け、市がその建物を除却して、跡地を地域において有効活用することにより、危険な状態を解消する。

■事業概要

1. 補助対象建物及び土地の要件

- (1) 用途地域又は建築基準法第22条の規定により指定された区域に存する木造又は軽量鉄骨造の特定空家等。
- (2) 建物は市内に所在し、防災上周囲に対して危険性が高いこと。
- (3) 市に土地・建物を寄附できる。
- (4) 地域において土地を有効活用できる。
- (5) 土地・建物に物権又は賃借権が設定されていない。
- (6) 土地・建物の固定資産税を滞納していない。

2. 事業適用の認定

事業の適用を受けようとする者は、市に認定申請書を提出する。市長は当該物件を調査し、要件に該当する場合は認定通知をする。この場合、特定空家等対策検討委員会において、認定要件に該当するかを審査する。

3. 除却の決定

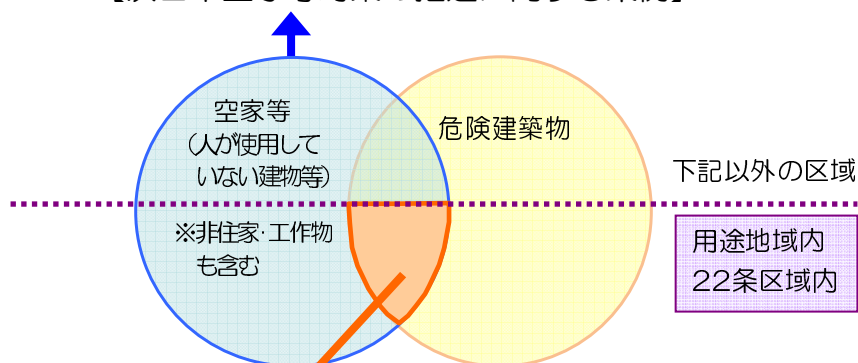
認定を受けた者が土地・建物を寄附する申出をした場合、市長は除却することを決定する。

4. 土地の活用及び維持管理

市長は、地域住民と協力し、除却後の土地の有効利用を図るとともに維持管理を行う。

■条例・事業の適用イメージ

【浜田市空家等対策の推進に関する条例】



【対策事業】

- ・ 土地、建物を寄附してもらう
- ・ 市が建物を除却する
- ・ 跡地を居住環境向上、地域活性化に活用する必要あり
- ・ 国庫補助対象となる

空き家再生等推進事業(除却事業タイプ)



ポケットパークを整備